

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～自動車関連産業編～のご紹介

第18回 株式会社デンソーの事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、製造や販売等の様々な事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取り組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第18回は、事例集の中から、国内グループ会社を含め 2003 年度までに全拠点でゼロエミッションを達成し、さらにリサイクルの質の向上を促進している株式会社デンソーの電子マニフェストの使用状況や取り組みについて一部抜粋し掲載します。(実績等情報は時点修正)

1 会社概要

- 本社所在地：愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
- 資本金：1,875億円（2025年3月末）
- 従業員数：単独43,781名（2025年3月末）
- 主な事業内容：自動車部品、システム等の開発・製造・販売

2 産業廃棄物に関する情報

○排出する主な産業廃棄物（令和6年度実績、国内事業場の産業廃棄物等の量を集計）

廃棄物区分	排出する主な産業廃棄物の種類
産業廃棄物 (特別管理産業 廃棄物以外)	約18,200t ・汚泥 ^{※1} 約7,300t ・廃プラスチック類 ^{※2} 約4,800t ・廃油 約3,400t ・金属くず 約1,400t
特別管理 産業廃棄物	約1,700t ・低濃度PCB、特定有害廃棄物（汚泥・廃酸）等 ・六価クロムを含有した、特定有害産業廃棄物に該当する汚泥（めっき工程）
その他有価物等	・金属類、プラスチック類、油類等を有価物として約68,100t売却 ・事業系一般廃棄物は、紙類等を年間約1,909t 排出

※1 工程で発生する排水の脱水処理を自社で行っており、大半が脱水汚泥

※2 工程で発生する端材が多い

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法(令和5年度実績)

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
汚泥	脱水等後、セメント原料として利用(60%)、焼却・熱回収(30%)、圧縮・固化、分級後に燃料として利用(10%) ※汚泥は社内の脱水処理により減量化
廃プラスチック類	焼却・熱回収(55%)、圧縮・固化等の後に燃料として利用(45%)
廃油	焼却・熱回収(42%)、油水分離等の後に燃料として利用(58%)

○主な産業廃棄物のリサイクル率(令和6年度実績):約99.9%

※ リサイクル率は熱回収を含む

※ 主な埋立廃棄物は、廃石綿、定盤、六価クロム含有汚泥等の処理困難物

3 委託先処理業者選定

○選定方法・選定基準

- 見積の処理料金が相場と比べて安すぎる場合は、社内の調達部門にも確認して選定するかどうかを検討

4 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 本社の環境担当部署の職員と生産拠点の廃棄物管理担当の職員1～2名で分担

○実施頻度・所要時間

- 愛知県では、優良認定を取得していない業者に対して年1回の実地確認を条例により義務付け

- 新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既存の委託先処理業者に対して、年1回の実地確認を実施

○確認対象

- 直接委託する中間処理施設（または最終処分場）と収集運搬業者に実地確認を実施

○確認内容

- 愛知県が作成したガイドラインを参考にして「現地確認要領」を作成し、処分業者及び収集運搬業者の実地確認チェックリストにより、主に本社の環境担当部署約10人と生産拠点の廃棄物管理担当者が分担して処理業者への実地確認を担当

[中間処理施設]

- 公道にタイヤ痕がないか、油汚れがないか等も確認し（社内で油漏れチェックシートあり）、液状物については、分析の実施状況を確認

[収集運搬]

- 収集運搬業者には、車両の状況、走行マップ、緊急時のマニュアル、緊急時対応の備品（油吸着マット、スコップ、ウエス等）の積載状況、運転手へのアルコールチェックや体調確認の実施、緊急連絡先や書類の携帯等を確認

5 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 原則として、本社法務部で事前チェック済みの自社様式の契約書を使用、社外様式の契約書を使用する場合は、都度、法務部が内容を確認

○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 産業廃棄物の引渡し前に製造担当部署と委託先処理業者が製造現場に立ち会って、産業廃棄物の現物の確認を行う。複数の薬品の混合品や性状が不明な場合等にはサンプルを提供し、性状分析を実施して、分析結果に基づいて、受入れの可否を検討

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 毒物、劇物は、社内基準で取扱いを規定。排出事業場の製造担当部署が「社内帳票：廃品持込票」を起票して、「成分・毒劇物である旨」を伝達した上で、排出事業場の廃棄物管理担当部署に現物

を引き渡す

- 社内で作成した適正処理の手引きで、廃棄物ごとに保管場所を指定、廃棄物一時保管場所に持ち込むときは、帳票を作成することをルール化
- 水分量の変化等で濃度に変化が生じる廃液は、排出事業場の製造担当部署が本社の環境担当部署に報告し、本社の環境担当部署が委託先処理業者に相談。また、廃棄物の性状の変更時には、都度、本社の環境担当部署が委託先処理業者と相談し、必要に応じて、成分分析を実施

6 電子マニフェストの使用状況

○電子マニフェスト導入の効果

- 紙マニフェスト使用時には、自社での許可情報の確認が大きな負担となっていたが、ASPの許可情報の更新により最新の許可情報を容易に把握。また、自社による許可情報の確認とASPの機能を用いた許可情報のダブルチェックができるようになり、適正な委託先への産業廃棄物の委託処理が可能

○電子マニフェスト情報の活用方法

- ASPのサービスでCO₂排出量の自動集計・見える化を実施

7 排出事業場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 産業廃棄物の保管から処理の工程を、社内基準で規定している。社内基準では、産業廃棄物保管場所の建屋や構造についても規定
- 過積載防止のために、排出時に産業廃棄物の重量を計量

8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- 実地確認の都度、委託先処理業者に「弊社への要望事項」を聴き取り
- 一部の排出事業場では、月に1回の頻度で委託先の処理業者が一堂に会して、委託処理の状況について意見交換する場を設定